

令和4年度 第1回 府中市子ども家庭支援センター運営会議 会議録

- 1 日 時 令和4年7月26日（火曜日） 午後2時から午後4時まで
- 2 会 場 府中市子ども家庭支援センター「たち」 ミーティングルーム
- 3 出席委員 鈴木会長、高澤委員、鈴木(さ)委員、大伴委員、石井委員、江口委員
河野委員、三部委員、谷田部委員、福永委員、大神田委員、木佐貫委員、
齋藤委員、林委員
- 4 欠席委員 原委員
- 5 出席職員 (子ども家庭支援課)
石田子ども家庭支援課長(兼)子ども家庭支援センター所長、武澤課長補佐
(兼)母子保健係長、伊藤相談担当主査、縄稚事務職員、高久事務職員
(社会福祉法人多摩同胞会)
寺嶋センター長、豊富係長
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 議 事 (1) 挨拶
(2) 依頼状等の交付
(3) 委員紹介
(4) 議題
ア 府中市子ども家庭支援センター事業進捗状況及び自己評価について
イ 府中市子育て世代包括支援センター「みらい」について
(5) その他

8 議 事 録 (要旨)

○事務局

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第1回府中市子ども家庭支援センター運営会議を開始いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議の開始に当たりまして、事務局よりお願い申し上げます。本会議の内容について、後日議事録を作成するため、会議中の音声を録音させていただきますことをご了承ください。また、ご発言を正確に録音するため、ご発言の際はマイクをご使用ください。事務局より受け渡しさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。本日の資料及び議事録につきましては、本市のホームページ及び市政情報公開室等において、後日公開いたしますので、ご承知おきください。

続きまして、配付資料を確認させていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、次第の「1挨拶」ですが、会議の開催に当たりまして、子ども家庭支援課長(兼)子ども家庭支援センター所長よりご挨拶申し

あげます。

○事務局

皆様、こんにちは。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大の折、お越しいただきまして誠にありがとうございます。また、ご多忙な中、本会議の委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

本市におきましては、ひとりひとりの子どもを生まれる前から大切にし、子どもが健やかに成長できる環境を確保するために、妊娠期から切れ目のない相談支援を行っているところでございます。その支援を推進するために、今年7月1日から、保健センターで行っておりました乳幼児健康診査等を含む母子保健事業の全てと子ども家庭支援センター「たち」で行っておりました虐待対応を含む相談業務をフォーリスの3階へ統合移転いたしました。そして新たに子育て世代包括支援センター「みらい」という名称でオープンいたしております。子ども家庭支援センター「たち」と子育て世代包括支援センター「みらい」の2つを拠点として、ウィズコロナの状況の中、多様化する子育て家庭のニーズに応える事業展開について、日々試行錯誤しているところでございますので、本日の会議では子ども家庭支援センターの活動や事業の展開について、忌憚のないご意見を頂き、ご協議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○事務局

次に、次第の「2 依頼状等の交付」についてですが、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、これをもって依頼状等の交付に代えさせていただきます。今年度より、こちらにお集まりいただいた皆さまに出席の依頼をさせていただくようになります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の「3 委員紹介」です。「席次表」及び「資料1」をご覧ください。本会議の会長については、日本大学、危機管理学部危機管理学科准教授、鈴木秀洋様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、本日は初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、皆様より順番に自己紹介いただければと思います。鈴木会長より時計回りで順番にお願いいたします。

(会長より順に自己紹介)

○事務局

続きまして、事務局からも順に自己紹介をさせていただきます。

(各職員より自己紹介)

○事務局

それでは次に、次第の「4 議題」に移らせていただきます。ここから先の議事進行について

は、鈴木会長 をお願いしたいと思います。なお、本会議の傍聴についてですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、「広報ふちゅう」等で周知・募集致しましたところ、1名の方が会場に来られております。傍聴の許可については、委員の皆様にご判断いただきたいと思いますので、鈴木会長、お願いしてよろしいでしょうか。

○会長

それでは事務局から報告がありましたとおり、傍聴希望者がおられるということで、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議はないようですので、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者入場～着席)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題(1) 府中市子ども家庭支援センター事業実績及び自己評価について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局より資料説明)

○会長

ご説明ありがとうございました。只今ご説明があったことについて、皆さんの方からご質問又はご意見等あるかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

4の親支援事業について、延べ人数で報告されていますが、実人数はわかりますか。

○事務局

実人数については、その都度出入りがあるグループですので、正確には言えないのですが、3人から7人辺りを推移している状況です。

○会長

その他いかがでしょうか。

会長なので控えた方がいいかと思いつつも、一ついいですか。1ページのところで、令和3年度の取り組みで、虐待マニュアルの改訂と先ほどおっしゃったのですが、具体的にどの部分を変えたのか、分かれば教えてください。

○事務局

組織改正があったことによる改訂の他、所属先が親や子どもへ聴き取りをするときのポイント等について、より具体的な言葉にしてマニュアルに追加いたしました。

○会長

その他、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

○委員

3番の総合相談事業の件数について、周りで色々話を聴いていますと、不登校の話とか、障害の話とかよく耳にするのですが、この件数というのは、市の方に相談された人の件数なのでしょうか。学校とか幼稚園へ行くのを嫌がっているというお子さんが沢山いらっしゃるという話をよく聞くのですが、ここで見ると不登校が4件となっていて、この4件というのは市の相談へいらっしゃる方でしょうか。

○事務局

はい、ご質問ありがとうございます。不登校が4件というと少なく感じられると思いますが、相談の主訴をどの内容として受け付けるかということが関係していると考えます。不登校の生徒がいた場合に、その家庭環境にいろいろな問題がある場合には、資料の相談内容の中の上の方にある「養護」の「家庭環境」で受け付けることとしておりますので、そちらの方に不登校が含まれているケースも大分入っております。中々ここが難しいところなのですが、不登校だけなのか、不登校になる背景として親の精神疾患、経済的な問題、又はお子さん自身の発達の問題ですとか、複雑な多問題が絡むケースですと、家庭環境の相談として受け付けておりますので、不登校のみの相談としては4件となっております。ですので、不登校だけれど家庭内の問題が特にないというケースが4件ということですよ。

○会長

今の件は、学校等で相談があった場合にどう吸い上げられるのかという話なのかなと思ったのですが。学校の先生にちょっと相談したこと等は「たち」のほうには来ないものもあるか、それとも学校で受けた相談が全て「たち」のほうへ来るのか、それによって件数のカウントも違ってくると思うので、カウントの仕方の話かなと思ったのですが。

○事務局

そうですね。学校から繋いでいただくケースもあれば、直接保護者から相談が来る場合もございます。

○会長

学校が「たち」へ相談として上げてこなければ、ここには上がってこないということはある

ますよね。文科省の基準で、教育委員会のほうで把握をして、その後報告したものについてはここに上がってきている、という理解でよろしいでしょうか。

○事務局

学校の方で把握している不登校に関しては、教育センターのスクールソーシャルワーカーのところへ行く案件もあれば、「たち」のほうへ来る案件もあるので、学校で把握した不登校が全てこちらのほうに来ているという訳ではなくて、「たち」の相談担当に繋いだ方が良いと学校側が判断した案件だけが上がってきているということです。

○会長

ありがとうございます。それでいいのかどうかは別にして、カウントとしてはそうだとということですね。他はいかがでしょうか。

では、私の方からもう1点。5頁に今後の展開として、心理士2名をフリーにと書かれていて、それは今までとどう違ってくるのでしょうか。地区担当で心理士が入っていたということでしょうか。

○事務局

はい、今までは市の方の相談員で市内を12地区に分けて、地区担当制をとっていて、心理士2名も地区を持っていました。そのため、心理士としての活動というより、ケースワークの活動のほう为主でしたので、今後は心理士2名については地区担当を外して、他の地区担当を持っている相談員のフォローにまわる形で、心理士としての機能を活かしていけるようにと考えております。

○委員

12地区の地区担当制ということですが相談員が何人いて、1地区をどういった職種の相談員で担当されているのか、人の配置の状況を教えてください。

○事務局

地区を担当している相談員の職種については、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士がおります。1地区を複数名、複数の職種が対応するというのではなく、1地区を1名の相談員が担当する形をとっております。

○会長

意見というと発言しづらいかもしれませんが、感想等でも結構ですので、他にいかがでしょうか。

○委員

相談事業について、12地区を12人で担当されていたものを、今後は10人で担当するというのでしょうか。

○事務局

12地区を12人の相談員が担当し、加えて2名の心理士と、さらに調査担当の相談員が2名おります。相談員の増員をしたことにより、その体制がとれるようになったということでございます。

○会長

1頁の要対協のところ「ヤングケアラーの事例紹介」とあるのですが、ヤングケアラーについては、全国的に見ていると、どこが所管するのか等悩みがあるところだと思うのですが、府中市ではこちらが所管するという事によろしいでしょうか

○事務局

相談窓口については、こちらの相談担当が受けることになるのですが、ヤングケアラーの調査等については未だ検討中です。

○会長

組織についてもう1点、児童福祉法が改正されていて、今の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点という形ですと、この府中市は最先端というか、統合していて、模範的・モデル的な組織構成をしていると思うのですが、今後、令和6年になりますが、「子ども家庭センター」という形で統合しようということになると、今先取りをして、包括と支援拠点をセットにしているので、それを法律上の「子ども家庭センター」と位置付けるという議論は既にされているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、「こども家庭センター」構想は、児童福祉法の改正がありまして、令和5年度までの努力義務という形になっておりますけれども、府中市は子ども家庭支援センターを保健師が入って立ち上げてきた経緯がございます、母子保健係との連携が他の子ども家庭支援センターよりも良かったのかなと考えております。そういったところで、特定妊婦というものが入ってきて、母子保健係と子ども家庭支援センターの連携が非常に重要ということで、令和元年に場所は離れたまま、母子保健係と子ども家庭支援センターが1つの課になりました。今度は連携が図りやすくなったのですが、場所が離れているという課題がございまして、できるだけ同じ場所で実施したいという願いを持って進めてきたところ、たまたま場所が空きまして、そちらに一緒に移転できることになったことと、児童福祉法の改正がタイミングよく重なりましたので、令和6年度に向けて「こども家庭センター」として、今は子育て世代包括支援センターという名称ではありますけれども、「こども家庭センター」機能というものを新しい「みらい」の場所で実施していく形

になります。今後、法律の改正について、国からどのような形で実施しなさいという内容が下りてくるとお思いますので、それに合わせて実施できるように体制を整えて参りたいと思っております。

○委員

4番の親支援事業について、このグループに入るためにはどうしたらいいのか、こういった事業があるということなどをどのように、どういう媒体で募集しているのでしょうか。幼稚園でも、子育てに悩んでいる人が結構いまして、そういったお話の会を設けるのですけれど、意外と参加してほしい親が来なかったりします。幼稚園だと身近すぎるので相談できないというケースがありまして、怒りっぽいか、虐待に繋がる虞があるとか、そういったことは身近な幼稚園の担当者等に相談するのは難しいですね。そういった場合には、行政の知らない人たちの中に専門家がいて相談できる場というのは大変貴重だと思います。ですので、そもそもこういった会に参加するにはどうしたらいいのか、幼稚園で日程などを把握できれば、こういった会がありますよと保護者に伝えることができるので、そうしたら幼稚園でも子育ての橋渡しができるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

この親支援事業は非公開の事業として行っておりまして、繋げ方としましては、こちらの相談担当のほうに「育児不安が高い親がいるので」という形で繋いでいただいて、まず担当の相談員が保護者とお話をさせていただいて、3つのグループの中でどれが一番合っているか等、何度か相談をさせていただくのですが、相談員単独で決定するのではなく、所内の会議にかけまして、この保護者がグループに参加するのが妥当かどうかを検討させていただいて、その上で参加が決定するという流れになっております。気軽に繋げて、気軽に参加できる形も良いのですが、非公開というところでハードルがあります。

○会長

一部募集しているということではなく、3つのグループ全て非公開ですか。

○事務局

はい、そうです。

○会長

各幼稚園や会議に出席されている方々が、どういう場合に繋げたらいいのか等が分かれば、こういう人がいますという情報を基にして、相談担当が講座参加を決めていくこともできるのかなと思いますけれども、どういう人について報告をあげてほしいといった事がわかれば、非公開なのだけれど、幼稚園や保育園などそれぞれの現場で利用したい人の意思疎通ができたりして良いのかなと思います。そういったことはやっているのでしょうか。

○事務局

今は幼稚園・保育園に対して、こういったグループがあるのでご紹介くださいという事はお伝えしておりません。育児不安や虐待などのご家庭があれば、相談担当のほうへ繋いでくださいということをお願いをしております、相談に繋がった後にグループ参加の必要性を検討するという形で行っております。

○事務局

親支援事業の成り立ちとして、元々子ども家庭支援センターの相談事業の中で、個別相談だけでは中々改善が見込めない方がおりましたので、その中の手立てとして、まずMCG、マザー&チャイルドグループのような親支援グループから始まって、その後、色々な支援ということでペアレント・トレーニング、それからアンガーマネジメントと種類を増やしていった経緯がございます。それから、個別相談とセットで実施するとより効果的ということがございまして、グループだけで、その後個別の相談が無いと、お母さんがつまずいてしまったり、悩んでしまったりする危険性もございますので、できるだけ相談が継続している中で安全に実施していきたいという思いもございまして、相談を継続している方の中から参加者を選ぶ形をとらせていただいております。また、ペアレント・トレーニングとアンガーマネジメントについては、一般的にやっただけだと子育てやしつけに有効だと思いますけれど、子ども家庭支援センターの相談担当が一般的なグループまで手を広げるかということは、こちらも悩んでいるところで、広く子育ての不安を解消できたら良いのですけれど、現状そこまでは取り組むことができず、関係機関において実施していただけたらいいのであれば、こちらとしては有難いという思いもあります。ご意見を頂いたところで、できたら良いと思っているのですけれど、こちらとしてもなかなか実施できないジレンマがあるところでございます。

○会長

このテーマについて皆さんからご提案等あればお願いします。

自分のところでやっていたときには、健康度や危険度が高い・低いなどの程度があって、プログラムがどの辺りの層に効果的なのかということ、やはりいろいろところで協議をしていて、軽度・中間層にはプログラムが良く入るという話があって、どのプログラムをどう選定して、どの程度の人達を対象にするかということはかなり協議をして、自分もトレーナーの資格を持っているのですけれど、どういう人たちを対象にするのかということと、自分達がどこまでできるのかという話と、先程課長が話されていたように、どう手離すかというか、相談業務の中で全部のプログラムを実施することはできないので、保育園や児童館で職員に資格を取ってもらって実施してもらおうとか、外部の人にやってもらおうというのは、虐待の相談との関係でやはり考えなくてはならない部分があります。今日皆さんが集まっていて、「自分のところでもそのような繋がりたい」、「今後の展開として少し考えていく」というような事があれば、非常に有益だと思います。

他に、いかがでしょうか。

○委員

私も精神保健福祉士の資格を持っており、最近では社会学を勉強しました。現場の子どもは待ってられないということ等、その辺りが上手くいくように対処する必要があると感じています。

○会長

ありがとうございます。

時間が少なくなってまいりましたが、皆さんの方でそれぞれ見られている景色が違うと思うので、自分のところからはこの事業はこういう風に見えるという事があれば、一言頂ければ良い方向に改善していけるのかなと思います。1回目ですし、事業評価の説明を受けたばかりで、いきなり話せることではないとも思いますが、いかがでしょうか。

○委員

例えば、お母さんから「子どもをぶつてしまう、でも自分の子どもは自分で見なければいけないから」というような話があったときに、「保育園に預けるのも一つの手」などと色々話をするのですが、そういった時に一般の私達は相談者をどういった所に繋がれば良いのでしょうか。

○事務局

そうですね、育児で大変な親御さんから色々な立場で相談を受けると思うのですが、基本として話していることを聴いていただいて、このくらい辛い状況があるんだというところで、その気持ちに寄り添ってあげながら、「たち」でもいいし、「みらい」でも結構ですので、「相談できるところがあるよ」と繋いでもらえたらと思います。色々な社会資源を紹介して解決できる場合、ただ気持ちを聞いてもらいたいという段階なのか、それとも緊急性を要するのか、色々な状況がありますので、お話を聴いていただいて相談担当の方へ繋いでいただければと思います。

○委員

只今ご質問いただいた相談窓口に関する内容で、当センター、男女共同参画センター「フューチャー」の相談窓口についてお伝えします。いま事務局からお話のあった部分で、まず全体的なお話を伺って、具体的な支援が必要な方はそれぞれ「たち」や福祉部署へご案内するのですが、「気持ちを聴いてもらいたい」、「思考を整理するのを手伝って欲しい」、そういった方へは当センターの方を入口としてご案内いただくのがよろしいかなと思います。お話を整理していく中で、話を聴いてもらって、それで気持ちが収まる方もいらっしゃいますし、より具体的に自分が何に悩んでいるのかが明白になることで、適切な支援に繋ぐこともできます。公共施設の女性トイレ等にピンク色の相談カードを設置しておりまして、「たち」にも設置しているのですが、そのカードを活用してフューチャーへご相談いただければ、連携しつつ対応していきますので、ご参考にさせていただければと思います。

○委員

そういった意味では、保育園もひとつの窓口かなと思います。身近なところでは、保育園はた

くさんあるので、そこで声をかけていただければ、保育支援課とも繋がりますし、民生委員さんとも繋がっているので、色々な形でお応えできるかなと思います。身近な保育園に相談するというのも、相談者の方へお声がけしていただければと思います。

○委員

私も同じく保育所におりまして、公立保育所も市内にたくさんありまして、子育て相談もしていますので、電話をしていらっしゃる方もおられますし、私がいる地域子育て支援センターには市民の方がお子さんと一緒に遊びに来られますが、最初に来るときの敷居が高いと感じる方には、保健センターの職員と一緒に付き添って来られる場合もあります。ぜひそういうところを使っただけだと、急にどこかに行くのは敷居が高いと感じる方も、相談していただくと一安心できたり、息抜きができたりすると違うのかなと思いますので、ご利用していただければと思います。

○会長

ありがとうございます。本日配布された名簿がありますし、どこかに繋がれば、然るべきところに繋がられると思うので、私達自身がどこで何をやっているかということを知っていくと、だんだん繋がられるのかなという風に思いました。

それから、このような「どこに繋がりたいのか」という話はよく聞くのですがけれども、そのときにセンター側とかフチャールもそうですけれども、そこに繋いだら何ができるのかとか、その後こういう流れになるといったところを行政側が示してあげると、「じゃあ、ここに繋いで大丈夫」と思えると思います。相談者を繋いだけれど、それで良かったのかよく分からない、本当にそこに繋げて良いのかということ、私自身も聞かれたりするので、繋いでその後どうなるのかということ、行政側が説明してあげると、「それだったら、そこを利用しよう」と思える、そういったことがあるので、今後の課題というか、全国どこでもあまりやってないのですが、それを見えるような形にしていくと、より繋げやすくなっていくのかなと思います。あとは、分からなければ「たち」の方へ繋がれば、例え違っていても専門的に適切な部署へ繋いでくれます。それが分かるのが専門性だと思うので、そういうことをやってもらえるのかなと思って聞いておりました。ありがとうございました。

それでは、議題（１）についてはよろしいでしょうか。ここで議題（１）については終わらせていただいて、議題（２）府中市子育て世代包括支援センター「みらい」についてということで、事務局よりご説明お願いいたします。

（事務局より資料説明）

○会長

それでは、説明していただきましたので、全議事が終了した後、希望者は一緒に「みらい」の見学に行きましょうということです。それでは、次第の「５その他」ということで、事務局よりご説明お願いします。

